

平成 29 年 6 月 28 日

一般社団法人 茨城県経営者協会会長	殿
茨城県商工会議所連合会会長	殿
茨城県商工会連合会会長	殿
茨城県中小企業団体中央会会長	殿
茨城県社会保険労務士会会長	殿
一般社団法人 茨城労働基準協会連合会会長	殿
一般社団法人 茨城県建設業協会会長	殿
一般社団法人 茨城県トラック協会会長	殿
日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	殿
最低賃金総合相談支援センター センター長	殿

「働き方改革」、「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」及び
「夏季における年次有給休暇の取得促進」について

少子高齢化の進展により、労働力人口が減少していくなか、厚生労働省では女性や高齢者が働きやすく、また意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。「働き方改革」については、本年 3 月 28 日に政府としてまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置付けられるなど、政府全体として非常に重要な課題とされているところです。

「働き方改革」の実現のためには、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として一昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。さらに、本年 2 月からは、月末金曜日を早期退社とする「プレミアムフライデー」も開始されたところです。

また、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）では、働き過ぎ防止のための取組を強力的に推進することや各企業における有給休暇取得による連休の実現の促進（「プラスワン休暇キャンペーン」）の取組を進めることが盛り込まれ、さらに、「経済財政運営と改革の基本方針」改訂 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、年次有給休暇の取得促進等を推進することが盛り込まれております。

このような状況を踏まえ、茨城労働局においては、「ゆう活」の本来の趣旨は単なる始業時刻の前倒しではなく、仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であることなどのポイントを周知しながら、広く「ゆう活」が浸透するよう、また、年次有給休暇が取得しやすい夏季における連続休暇の取得に向けた取組を行ってまいります。

これまでも貴会からは、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、「プラスワン休暇キャンペーン」につきましても併せて傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

茨城労働局長
西 井 裕 樹